松環政第３８２号

令和８年１１月２４日

松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設で使用する電力の供給に関する制限付き一般競争入札の実施について

環境部　環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

記

１　件名　松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設で使用する電力の供給(単価契約・長期継続契約)

２　入札に付する事項

(1)　松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却

「松戸市和名ケ谷クリーンセンターで発生する余剰電力の売却仕様書」のとおり

(2)　公共施設で使用する電力の供給

「公共施設で使用する電力の供給仕様書」のとおり

３　契約期間　契約締結日から令和１１年３月３１日まで

４　託送期間　令和９年４月１日０時から令和１１年３月３１日２４時まで

５　担当課　環境部　環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室

連絡先　０４７－７１０－０２４３

６　概要

上記託送期間において、和名ケ谷クリーンセンターの余剰電力を公共施設で使用する託送を行うため、次のとおり実施する。

(1) 和名ケ谷クリーンセンター余剰電力売却

和名ケ谷クリーンセンターで発生する余剰電力を全量買取ること。

(2) 公共施設で使用する電力の供給

公共施設で使用する電力を供給（託送）すること。

(3) 本託送を行うために、本市と当該地域を管轄する一般送配電事業者等との契約等について、本市が行う総ての事務手続きにおいて最大限の協力を行うこと。

７　入札参加資格要件

(1)　令和８・９年度松戸市入札参加業者名簿の「物品」 の大分類「燃料・電力」の中分類「電力」に登録していること。

(2)　小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていること。

(3) 令和９年４月１日からの電力の買取及び供給をすることが可能な者であること。

(4) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

ア　電子交換所による取引停止処分を受けた日から２年間を経過しない者又は事業の開札日前６か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

エ　本事業の公告の日（以下「公告日」という。）から入札日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和 62 年松戸市訓令甲第 1 号)に基づく指名停止の措置を受けている者

オ　本事業の公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

カ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

キ　入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ク　事業協同組合等が参加申込みをする場合において、その組合等の構成員になっている者

８　入札参加申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和８年１１月２４日８時３０分から令和８年１２月４日１７時まで

(2) 申請方法

電子メールにより提出書類を添付して申請すること。原本は、持参又は郵送すること。

(3) 申請先　mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

(4) 提出書類

ア　松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設で使用する電力の供給に関する制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ　誓約書

(5) 入札参加資格の有無

入札参加資格の審査結果について、令和８年１２月９日までに電子メールにより通知する。

(6) 入札参加資格がない場合について

資格審査の結果、入札参加資格がないとされた者は、担当課へ説明を求めること

ができる。その説明を求める場合は、審査結果通知書を受けた日の翌日から３日以内に、その内容を書面により提出すること。

９ 契約条項等を示す場所

⑴ 「松戸市ホームページ」

http://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html

⑵ 契約書案及び仕様書等を示す期間

令和８年１１月２４日８時３０分から令和８年１２月４日１７時まで

⑶ 仕様書等の入手方法

「松戸市ホームページ」からダウンロードする。

⑷ 質疑について

内容に関して質疑のある場合は、下記により質疑を提出すること。

ア　質疑提出期間

令和８年１１月２４日８時３０分から令和８年１２月４日１７時まで

イ　質疑提出先メールアドレス

松戸市　環境部　環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室

mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

ウ　質疑回答日

令和８年１２月１１日までに回答する。

（質疑がない場合は回答しない）

１０　入札書に関する事項

⑴ 入札日時　令和８年１２月１７日１４時

⑵ 場所　　松戸市役所　新館６階　休憩室兼会議室

⑶ 積算方法

ア 和名ケ谷クリーンセンター余剰電力売却

仕様書別紙積算内訳書１－１の予定売却電力量をもとに、電力量料金単価（夏季平日昼間電力量、その他季平日昼間電力量及びその他電力量のそれぞれの単価） を定め（消費税及び地方消費税相当額を含む）、仕様書別紙積算内訳書１－２の積算内訳書により１年分積算金額を算出する。

①夏季平日昼間電力量は、夏季（７月１日から９月３０日までの期間）において、休日等を除き、午前８時から午後１０時までの間に売却した余剰電力量とする。

②その他季平日昼間電力量は、その他季（４月１日から６月３０日までの 期間及び１０月１日から翌年３月３１日までの期間）において、休日等 を除き、午前８時から午後１０時までの間に売却した余剰電力量とする。

③その他電力量は、夏季平日昼間電力量及びその他季平日昼間電力量以外の売却した余剰電力量とする。

休日等は、日曜日、法律に規定する休日（国民の祝日に関する法律等）、１月２日、１月３日、４月３０日、５月１日、５月２日、１２月３０日、１２月３１日とする。

イ 公共施設で使用する電力の供給

仕様書別紙積算内訳書２－１の月別予定使用電力量等をもとに、基本料金（単価)、電力量料金（夏季、その他季の料金単価）を定め、仕様書別紙積算内訳書２－２により１年分の積算金額を算出する。ただし、基本料金については、次のとおりとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００パーセントとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。

夏季は、7月１日から９月３０日までの期間とする。

その他季は、上記夏季以外の期間（４月１日から６月３０日までの期間及び１０月１日から翌年３ 月３１日までの期間）とする。

(4) 作成方法

入札書に記載する金額は、仕様書別紙積算内訳書総括表、仕様書別紙積算内訳書１－２、仕様書別紙積算内訳書２－２により算出した１年間分の積算金額とする。仕様書別紙積算内訳書総括表、仕様書別紙積算内訳書１－２、仕様書別紙積算内訳書２－２も入札書に必ず添付すること。

なお、添付時には、入札書の次に仕様書別紙積算内訳書総括表、仕様書別紙積算内訳書１－２、仕様書別紙積算内訳書２－２をホチキス２箇所止めのうえ、割印すること。

上記の割印した入札書と仕様書別紙積算内訳書総括表、仕様書別紙積算内訳書１－２、仕様書別紙積算内訳書２―２を封筒に入れ封印し、法人名及び松戸市和名ケ谷クリーンセンター余剰電力の売却及び公共施設で使用する電力の供給の入札書在中と記載する。

積算内訳書の提出及び割印がない場合は、当該入札は失格となる。

(5) 落札者の決定

１０(3)ア及びイで算出した１年分積算金額がそれぞれの公共施設の予定価格を満たしていること。

また、１０(3)アで算出した１年分積算金額から１０(3)イで算出した公共施設の１年分の積算金額を差し引いた額を入札価格とし、入札価格が予定価格を満たし、かつ、最高価格の入札をした者を落札者とする。

(6) 契約単価

契約単価は、１０(3)の積算における、それぞれの積算内訳書に記載された単価を契約単価とする。

(7) 提出方法

本人又は代理人が持参又は郵送により提出する。

郵送の場合は、二重封筒とし入札日の前日１６時までに必着のこと

また、委任状（入札書記載の代理人への委任状）も提出すること。

１１　入札保証金

入札に参加する者の見積もる入札金額の１００分の５以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者がこの公告の日から過去２年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当す

るときは、入札保証金を免除する。

（1）保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（2）過去２年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を２回以上（余剰電力の買取り、電力の供給契約のそれぞれの実績がある場合、両契約で１回とみなす）に渡って誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。

１２　契約保証金

１０(5)の入札価格１００分の１０以上を契約保証金として納付すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは免除する。

(1)　契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方が過去２年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を２回以上（余剰電力の買取り、電力の供給契約のそれぞれの実績がある場合、両契約で１回とみなす）に渡って誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。なお当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

１３　内訳書の提出　有（仕様書等の記載のとおり。）

１４　その他の入札必要事項

(1)　代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し，入札書には本人の記名と共に代理人が記名押印すること。

(2)　一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(3)　開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、再度入札を行う。

(4)　落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

１５　入札の中止等

(1) 入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し又は中止をすることができる。

(2) 前各号の場合の他、本市の都合により、入札を延期し又は中止をすることができる。

(3) 前２号において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

なお、入札参加者が１者であっても入札は成立するものとする。

１６　入札の無効

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札
（3）所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
（4）記名押印を欠く入札
（5）金額を訂正した入札
（6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（7）明らかに連合であると認められる入札
（8）同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人となった者のした入札
（9）再度入札において、前回の最高入札金額以下の入札
（10）その他入札に関する条件に違反した入札

１７ その他
（1）この入札による開札の結果、落札となった場合は令和９年度予算が市議会で可決された後、令和９年４月１日をもって入札行為の効力が発生するものです。
（2）次年度以降の契約において予算措置がされない場合は、契約を変更又は解除することがある。